

東京経済大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の専任教員が科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下「科研費」という。)の交付を受けて補助事業を行う研究代表者及び研究分担者(以下「研究者」という。)として科研費を使用するにあたり、独立行政法人日本学術振興会が定める「科学研究費助成事業(科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金)の使用について各研究機関が行うべき事務等」(以下「使用ルール」という。)及び文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の趣旨に従い、本学における科研費の管理及びその手続き等を定める。

(法令等の遵守)

第2条 前条の科研費の交付を受けた研究者及び事務取扱部署は、交付元又は本学の諸規程等の定めを遵守し、適正に運営・管理しなければならない。

(科研費に関する事務)

第3条 学務部研究課は、研究者が交付を受ける科研費(直接経費：補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費)について、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 研究者に代わり、科研費(直接経費)を管理する。
 - (2) 研究者に代わり、科研費(直接経費・間接経費)に係る諸手続きを行う。
 - (3) 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じてこれらを当該研究者に返還する。
 - (4) 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。
- 2 総務部経理課は、科研費の出納業務等会計処理を行う。
 - 3 総務部管財課は、設備・備品(用品を含む)台帳を管理する。
 - 4 学務部研究課は、図書台帳を管理する。

(直接経費の管理等)

第4条 直接経費は、本学の科学研究費補助金又は学術研究助成基金助成金専用の銀行口座において預かり金として管理する。

- 2 直接経費に関して生じた利子は、当該研究者からの譲渡を受け入れる。
- 3 物品費を支出する際にすべての購入物品(図書等を含む)について、科研費担当事務職員

が納品検査を実施しなければならない。

- 4 アルバイトを雇用する場合は、被用者本人が勤務表を提出することを原則とする。科研費担当事務職員は、被用者本人に対し勤務実態の確認をしなければならない。当該研究者と親族関係にある者への報酬は、正当事由がない限り、これを認めない。
- 5 謝金を支出する場合は、領収書のほか、業務内容書を提出しなければならない。当該研究者と親族関係にある者への謝金は、正当事由がない限り、これを認めない。
- 6 出張後に提出する「出張報告書」には、具体的かつ明確な用務内容を記載しなければならない。研究打合せ等の用務である場合は、主たる相手方の所属・氏名・連絡先を記載しなければならない。

(諸規程の適用)

- 第5条 「使用ルール」に記載のある費目であって、具体的な計算基準等が示されていないものについては、本学が定める規程等を適用する。
- 2 研究調査出張費については、国内旅費は本学が定める「研究関係旅費等支給基準」により支給し、国外旅費については、「平成15年度版科学研究費補助金交付・執行等事務の手引」により支給する。

(科研費の執行時期)

- 第6条 科研費の支出は、次の各号に掲げる通りとする。ただし、決定が取り消しになった場合は、執行した研究費を直ちに全額返還しなければならない。
- (1) 研究代表者は、新規の研究課題については内定通知日以降、また、継続の研究課題については4月1日から、それぞれ執行できる。
 - (2) 研究分担者は、本学の科研費専用口座に分担金が入金されてから執行することができる。

(科研費の請求手続)

- 第7条 科研費の請求は、原則として毎年2月末日をもって締切日とする。ただし、学術研究助成基金助成金については、最終年度を除き、補助事業期間内であれば締切日を設けない。

(研修会・説明会の開催)

- 第8条 科研費の不正使用防止や事務処理手続に関するルールの周知などのために、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会及びその他適切な広報活動を行う。

(調査及び内部監査)

- 第9条 科研費の適正使用を確保するため、学務部研究課による調査を行う。この調査は、一般調査及びモニタリング調査とする。

- 2 前項による調査のほか、「学校法人東京経済大学内部監査規程」に基づく内部監査を行う。
- 3 研究者は、学務部研究課による調査及び監査室による内部監査への協力義務を負う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学術研究センター運営委員会の発議に基づき、大学運営会議の議を経て、代議員会が行う。

付 則

この内規は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

付 則

この内規は、2006年(平成18年)10月5日から改正施行する。

付 則

この内規は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2010年(平成22年)4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2011年(平成23年)11月9日から改正施行する。